

【第211回国会】

(1) 委員名簿 (20人)

委員長	大串	博志君	立憲				
理事	亀岡	偉民君	自民	理事	丹羽	秀樹君	自民
理事	林	幹雄君	自民	理事	おおつき	紅葉君	立憲
理事	井上	英孝君	維新				
	逢沢	一郎君	自民		甘利	明君	自民
	伊東	良孝君	自民		菅	義偉君	自民
	二階	俊博君	自民		額賀	福志郎君	自民
	武藤	容治君	自民		盛山	正仁君	自民
	安住	淳君	立憲		泉	健太君	立憲
	小沢	一郎君	立憲		岡田	克也君	立憲
	佐藤	茂樹君	公明				

欠員 1

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件は1件で、審査の概況は次のとおりである。

議員榊渕万里君懲罰事犯の件

令和5年5月18日の本会議における国務大臣不信任決議案の記名採決の際の榊渕万里君の行動について、同月19日、高木毅君外36名から「議員榊渕万里君を懲罰委員会に付するの動議」が提出された。同動議は、同月25日の本会議で可決され、懲罰委員会に付託された。

懲罰委員会における審査は、同月31日、懲罰動議提出者から提出理由の説明を聴取し、本人の身上弁明の後、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、及び懲罰を科することとすれば、国会法第122条に規定するいずれの懲罰を科すべきかについて意見を求めたところ、「本件はこれを懲罰事犯として国会法第122条第3号により10日間の登院停止を命ずべしとの動議」、「本件はこれを懲罰事犯として国会法第122条第1号により公開議場における戒告をすべしとの動議」がそれぞれ提出され、採決の結果、国会法第122条第3号により10日間の登院停止を命ずべきものと議決した。

○ 審査経過

懲罰動議提出日	衆・本会議 趣旨弁明	衆・委員会			衆・本会議 議決日結果
		付託日	本人に対する 質疑	議決日 結果	
		提出理由 本人の 身上弁 明			
令和 5. 5. 19	5. 25	5. 25	—	5. 31 登院停止10日間(多) (賛-自民・維新・公明) (反-立憲)	6. 1 登院停止 10日間

【第212回国会】

(1) 委員名簿 (20人)

委員長	大串	博志君	立憲					
理事	丹羽	秀樹君	自民	理事	林	幹雄君	自民	
理事	おおつき	紅葉君	立憲	理事	井上	英孝君	維新	
	逢沢	一郎君	自民		甘利	明君	自民	
	奥野	信亮君	自民		菅	義偉君	自民	
	二階	俊博君	自民		葉梨	康弘君	自民	
	武藤	容治君	自民		鷺尾	英一郎君	自民	
	安住	淳君	立憲		泉	健太君	立憲	
	小沢	一郎君	立憲		岡田	克也君	立憲	
	高木	陽介君	公明					

欠員2

(2) 懲罰事犯の件

付託された懲罰事犯の件はなかった。